

はじめに

わが国では、平成 12 年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、さらに「人間教育・啓発に関する基本計画」を策定するなど人権問題の解消に向けて積極的な施策の推進が行われてきました。

佐賀県では、「佐賀県人権の尊重に関する条例」に基づく「佐賀県人権教育・啓発基本方針」が策定され、本市においても、平成 21 年 3 月に基本方針を策定し、人権が尊重される社会づくりの担い手は私たち一人ひとりであるという認識のもとに、様々な取り組みを行ってきました。

しかしながら、今もなお、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者などに対する偏見や差別が存在しています。また、情報化や国際化が進む中、インターネット環境を媒体とした差別事案や外国人への差別事案が発生するとともに、新たに LGBTs、災害に起因する問題、犯罪被害に関する問題などが認識されるなど、人権問題は多様化しています。

このような中、国においては、平成 28 年の人権に関する 3 つの法律の施行など、様々な分野、団体において人権に関する取り組みが行われ、差別や偏見のないすべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指しています。

「人権」とは、「人間が幸せに生きる権利」のことだと思えます。自分や相手を思いやり、理解し合い、接していくことで、相手を尊重する意識を日常生活の中に取り入れ、定着させ、発展させていくことが必要だと考えています。

このためにも、次世代を担う子どもたちを含むすべての市民の皆様とともに、「差別をなくし 笑顔あふれる 人権のまち とす」の実現に向け、今まで以上のご協力を衷心からお願い申し上げます。

結びに、今回の改訂にあたり、熱心にご審議いただいた鳥栖市人権擁護審議会委員の皆様をはじめ、貴重な意見や提言をいただきました皆様にお礼申し上げ、改訂にあたり巻頭のご挨拶といたします。

平成 31 年 3 月

鳥栖市長 橋本 康志